

# 第1次滝沢市総合計画

## 資料

## 1 第1次滝沢市総合計画策定経過

## (1) 庁内検討

日 程	取組経過
<b>平成24年度</b>	
11月20日	政策調整会議「次期総合計画策定準備について」を案件提出
11月28日	慶應大学による次期総合計画策定に伴う外部診断事前ヒアリング
11月29日	慶應大学による次期総合計画策定に伴う外部診断事前ヒアリング
平成25年	
1月15日	滝沢村の外部診断を行うことについて慶應大学と事務打合せ
1月22日	政策調整会議「次期総合計画策定準備の実施について」を案件提出
1月29日	庁議「次期総合計画策定準備プロジェクトチームについて」
1月29日	次期総合計画策定準備プロジェクトチーム発足
2月 1日	第1回次期総合計画策定準備講演会(慶應大学 玉村准教授等)
2月 1日	第1回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班会議開催
2月 8日	第1回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム会議
2月18日	第2回次期総合計画策定準備講演会(慶應大学 長瀬特任教授等)
2月18日	第2回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班会議開催
3月 1日	第2回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム会議
3月 5日	第3回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班会議開催
3月12日	第4回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班会議開催
3月25日	第5回次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班会議開催
3月27日	次期総合計画策定準備プロジェクトチームの意見集約(メール)
<b>平成25年度</b>	
4月 9日	政策調整会議「次期総合計画策定準備に伴う説明会の実施について」を案件提出
4月18日	次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班報告会
4月19日	政策調整会議「次期総合計画策定準備に伴うSWOT分析の実施について」を案件提出
4月19日	次期総合計画策定準備プロジェクトチーム作業班報告書説明会(課長及び総括主査を対象)
4月26日	次期総合計画策定準備に伴うSWOT分析の実施(村長、副村長、各部長、各課長及び各課から一般職1名)
5月17日	次期総合計画策定にかかる村長講話等

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

平成25年	
5月21日	政策調整会議「次期総合計画策定方針及びプロジェクトの設置について」を案件提出
5月28日	庁議「次期総合計画策定方針(案)について」
5月28日	次期総合計画策定プロジェクトチームメンバー任命
6月10日	第1回プロジェクト、作業班合同会議(策定方針説明)
6月11日	第2回作業班会議(ライフステージ、生活シーンの区分検討)
6月19日	第3回作業班会議(ライフステージ、生活シーンの区分検討)
6月28日	第4回作業班会議(幸福に関するマトリックス検討)
6月29日	同上(2日間の会議を実施)
7月 1日	第2回プロジェクト会議(作業班進捗状況の報告)
7月12日	第5回作業班会議(幸福に関するマトリックス精査)
7月23日	庁議「総合計画策定プロジェクトチーム進捗状況報告」
8月 5日	第6回作業班会議(幸福に関するマトリックスヘグループ意見の反映)
8月 6日	庁議「次期総合計画及び自治基本条例について」
8月26日	第7回作業班会議(幸福に関するマトリックスヘグループ意見の反映)
9月12日	第8回作業班会議(幸福に関するマトリックスヘグループ意見の反映)
9月30日	第9回作業班会議(幸福に関するマトリックス最終調整)
10月11日	第3回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(作業班進捗状況・住民アンケート案の検討)
10月15日	庁議「次期総合計画策定に向けた取組について」
11月 5日	庁議「滝沢村次期総合計画策定に向けた取組について」
11月29日	第4回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(基本計画の構成案及び今年度の工程の確認)
12月 6日	第5回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(幸福指標と第5次総合計画最適化条件の確認)
12月13日	第6回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(第5次総合計画の理念、最適化条件の検証)
12月20日	第7回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(次期総合計画理念検討)
12月27日	第8回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(次期総合計画理念検討)
1月10日	第9回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(次期総合計画理念検討)
1月14日	庁議「次期総合計画策定に向けた取組の経過について」
1月17日	第10回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(次期総合計画理念・最適化条件の検討)
1月24日	第11回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(次期総合計画理念・最適化条件の検討(基礎的ニーズと快適性・利便性ニーズの分類))

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

- 1月28日 第10回作業班会議(幸福に関するマトリックス住民検討結果について)
- 2月 7日 第12回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(最適化条件及び代表指標の検討)
- 2月14日 第13回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(最適化条件及び代表指標の検討)
- 3月 7日 第14回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(最適化条件及び代表指標の検討並びに分野別計画及び実施計画の調査結果)
- 3月14日 第15回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(最適化条件及び代表指標の検討結果。客観的指標一覧について)
- 3月28日 第16回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(岩手県立大学総合政策学部吉野教授講演)

### 平成26年度

- 4月 9日 庁議「次期総合計画策定について」(「平成 25 年度次期総合計画策定プロジェクト報告書」の報告)
- 4月15日 第1回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画策定の概要・スケジュールの確認)
- 4月22日 第2回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(行政基本条例理念概要の検討・基本構想ビジョンの検討)
- 4月25日 市長講話 66名参加(公民館和室)
- 4月28日 次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程の一部改正。プロジェクトチームメンバー課長級職員全員とする。次期総合計画重点事業選定作業班メンバー任命。
- 5月 7日 第3回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(外部環境分析等)
- 5月13日 第4回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(内部環境分析等)
- 5月20日 第5回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(ドメインの検討)
- 5月26日 第6回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(ビジョンの検討)
- 5月27日 次期総合計画策定説明会(一般職対象)
- 5月29日 次期総合計画策定説明会(一般職対象)
- 6月 3日 次期総合計画策定説明会(一般職対象)
- 6月 4日 次期総合計画策定説明会(一般職対象)
- 6月 5日 第7回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(部門別計画取組報告)
- 6月 5日 次期総合計画策定説明会(一般職対象)
- 6月 7日 三役、部長級による次期総合計画学習会。(元花巻市職員役重眞喜子氏講演)
- 6月 9日 第1回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議(基本計画策定について)
- 6月10日 第8回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(地域別計画説明)
- 6月12日 花巻市の地域づくりについて視察(住民協働課・企画総務課)

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

- 6月17日 第9回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(部門別計画策定組織にかかわる、プロジェクト設置規程、検討メンバー、策定スケジュールの報告)
- 6月25日 第10回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(重点事業選定について及び部門別計画策定状況報告(外部環境分析、内部環境分析、SWOT分析))
- 6月26日 第10回次期総合計画策定会議検討内容の継続(生涯学習部門、都市基盤部門)
- 7月 2日 第10回次期総合計画策定会議検討内容の継続(経済産業部門、庁内支援部門、人とのつながり部門)
- 7月 4日 第10回次期総合計画策定会議検討内容の継続(各部門別計画見直し結果報告。)
- 7月 9日 第11回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(地域別計画について)
- 7月15日 第12回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(各部門別計画のビジョン、ミッション、ドメインの検討。)
- 7月18日 第2回次期総合計画プロジェクトチーム会議(次期総合計画策定会議進捗状況について、組織編成に関するアンケートについて)
- 7月23日 第13回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(各部門別計画のビジョン、ミッション、ドメインの検討。部門別計画の記載項目の検討)
- 7月29日 第14回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想の構成の確認)
- 8月 5日 第15回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想序論案についての検討)
- 8月16日 第16回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想案についての検討(「1滝沢市の将来像」から「3滝沢市の将来像に向けた取組」まで))
- 8月26日 第17回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想案についての検討(「4滝沢市幸福実感指標」から「5公共が担う市域全体計画」まで))
- 9月 2日 第18回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想案についての検討(「6市民が担う地域別計画」))
- 9月 9日 第3回次期総合計画プロジェクトチーム会議(次期総合計画重点事業の選定について及び策定スケジュールについての説明)
- 9月 9日 第19回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本構想案についての検討(「7盛岡広域都市圏における滝沢市」から「8土地利用計画の基本方針」まで))
- 9月24日 第20回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(アンケート指標及び客観指

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

	標についての検討)
9月30日	第21回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画市民参画及びアンケート調査案の検討)
10月6日	第4回次期総合計画プロジェクトチーム会議(次期総合計画重点事業についての説明及び大阪市立大学永田准教授による講演(課長職及び主査以下の職の職員を対象))
10月7日	第22回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画の構成についての検討)
10月14日	第23回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画健康福祉部門計画の検討)
10月17日	第5回次期総合計画プロジェクトチーム会議(次期総合計画重点事業及び組織編成についての検討)
10月21日	第24回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画人とのつながり部門計画の検討。組織検討作業班報告書説明。)
10月28日	第25回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画経済産業部門計画の検討)
11月4日	第26回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画都市整備部門計画の検討。第5次滝沢市総合計画基本構想及び後期基本計画の評価について。)
11月11日	第27回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画生涯学習部門計画の検討)
11月13日	NPO 法人市民セクターよこはまへ視察(副市長・企画総務課)
11月25日	第28回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画政策支援部門計画の検討。人とのつながり部門最終調整。)
12月1日	静岡県三島市環境市民部地域安全課きずなづくり推進室へ地域づくりコーディネーターに関する視察(企画総務課)
12月2日	第29回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画健康福祉部門、経済産業部門、都市基盤部門最終調整。)
12月16日	第30回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(次期総合計画基本計画生涯学習部門、政策支援部門最終調整。)
平成27年	
2月18日	第31回次期総合計画策定会議(政策調整会議)(各部門別計画最終調整)
2月24日	庁議 第1次滝沢市総合計画(案)の決定
3月30日	第1次滝沢市総合計画についての職員研修(管理職・一般職)

※その他、次期総合計画策定プロジェクトチームの下部組織である、重点事業選定作業班(5回(各課ヒアリングを除く。))及び組織検討作業班(7回)開催。

## (2) 関係機関への説明

日 程	取組経過
<b>平成25年度</b>	
6月 5日	滝沢村議会全員協議会にて次期総合計画策定方針説明
6月 6日	滝沢村総合計画審議会にて次期総合計画策定方針説明
6月10日	議会基本条例策定特別委員会への説明
10月15日	滝沢村総合計画審議会にて総合計画進捗状況の説明
11月 6日	滝沢村議会全員協議会にて次期総合計画策定の取組経過説明
平成26年	
1月15日	滝沢市議会全員協議会にて次期総合計画策定の取組経過説明
3月14日	次期総合計画調査特別委員会にて、次期総合計画の取組経過説明
<b>平成26年度</b>	
6月17日	滝沢市総合計画審議会にて総合計画進捗状況の説明
7月10日	次期総合計画調査特別委員会にて、次期総合計画の取組経過説明
10月15日	滝沢市総合計画審議会にて次期総合計画基本構想(案)の審議
10月23日	次期総合計画調査特別委員会にて、次期総合計画基本構想(案)の説明
10月31日	滝沢市総合計画審議会にて次期総合計画基本構想(案)の審議
11月28日	滝沢市総合計画審議会にて次期総合計画基本計画概要及び人とのつながり部門計画(案)の審議
12月 8日	滝沢市総合計画審議会にて次期総合計画健康福祉部門計画、経済産業部門計画(案)の審議
12月11日	次期総合計画調査特別委員会にて、基本計画概要(案)の説明
12月16日	次期総合計画調査特別委員会にて、人とのつながり部門計画、健康福祉部門計画及び経済産業部門計画(案)の説明
12月19日	滝沢市総合計画審議会にて次期総合計画都市基盤部門計画、生涯学習部門計画、政策支援部門計画(案)の審議
12月24日	滝沢市長から、第1次滝沢市総合計画(案)について滝沢市総合計画審議会へ諮問
12月25日	次期総合計画調査特別委員会にて、都市基盤部門計画及び生涯学習部門計画(案)の説明
平成27年	
1月14日	次期総合計画調査特別委員会にて、政策支援部門計画(案)の説明及び総括的質疑の実施
1月16日	滝沢市総合計画審議会にて第1次滝沢市総合計画(案)に関する答申案の検討

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

- 1月23日 滝沢市総合計画審議会会長から、第1次滝沢市総合計画(案)について滝沢市長へ答申
- 2月23日 次期総合計画調査特別委員会にて、地域別計画の説明
- 3月20日 滝沢市議会にて第1次滝沢市総合計画基本構想可決

### (3) 住民、地域等への説明

日程	取組経過
<b>平成25年度</b>	
7月 9日	滝沢市誕生カウントダウン実行委員会構成団体に「次期総合計画策定に向けたグループインタビュー実施の協力について」依頼文書送付 ※7月27日から10月1日まで26団体のグループインタビューを実施。(26団体／86団体(全構成団体117団体のうち、滝沢村自治会連合会及び単位自治会30団体を除く。))
7月15日	広報7月15日号。次期総合計画策定の参加者募集のお知らせ掲載。
7月27日	村政懇談会(7月～10月)にて「幸福に関する」アンケート実施。
8月 9日	住民160名を対象に「各年代の「幸福感」を考えるグループインタビューへの参加のお願い」の送付
8月26日	滝沢村立小中学校長宛に「次期総合計画策定に伴う児童生徒会とのグループインタビューの実施について」依頼文書送付。9月～11月で全小中学校実施。
9月30日	滝沢村自治会連合会理事会にて、各单位自治会長宛に「次期総合計画策定に向けた住民組織の立上げに係る参加者の推薦について」依頼文書送付。
10月18日	「滝沢で暮らす幸せ」についてのアンケート実施。(10月18日～11月5日)(住民3千人無作為抽出。有効回答数:1,086票(回収率36.2%))
10月26日	第1回住民グループ会議1部開催(オリエンテーション)
10月28日	第1回住民グループ会議2部開催(オリエンテーション)
11月13日	第2回住民グループ会議(35歳～49歳グループ、50歳～64歳グループ)
11月16日	第2回住民グループ会議(18歳～34歳グループ、65歳～グループ)
11月18日	滝沢村自治会連合会と滝沢村による次期総合計画策定に関する協定の締結
12月18日	第3回住民グループ会議(35歳～49歳グループ、50歳～64歳グループ)
12月21日	第3回住民グループ会議(18歳～34歳グループ、65歳～グループ)
<b>平成26年</b>	
1月15日	第4回住民グループ会議(35歳～49歳グループ、50歳～64歳グループ)
1月18日	第4回住民グループ会議(18歳～34歳グループ、65歳～グループ)
2月12日	第5回住民グループ会議(35歳～49歳グループ、50歳～64歳グループ)
2月15日	第5回住民グループ会議(18歳～34歳グループ、65歳～グループ)



## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

- 2月16日 滝沢ふるさと会総会(東京都池袋)にて総合計画の紹介
- 2月20日 平成25年度第3回滝沢市自治会連合会自治会長研修において総合計画説明
- 3月12日 第6回住民グループ会議(35歳～49歳グループ、50歳～64歳グループ)
- 3月15日 第6回住民グループ会議(18歳～34歳グループ、65歳～グループ)
- 3月29日 住民グループ会議メンバーによる市内巡り

### 平成26年度

- 4月24日 まちづくり推進委員会会長事務局長会議において総合計画の説明
- 5月 5日 広報5月5日号。第1回しあわせ実感滝沢市
- 6月 5日 平成26年度第1回滝沢市自治会連合会自治会長自主研修会において次期総合計画を説明
- 6月 5日 広報6月5日号。第2回しあわせ実感滝沢市
- 6月13日 岩手県立大学総合政策学部政策課題実習にて、幸福実感一覧表の検討
- 6月20日 岩手県立大学総合政策学部政策課題実習にて、幸福実感一覧表の検討
- 6月27日 岩手県立大学総合政策学部政策課題実習にて、幸福実感一覧表の検討
- 7月 4日 岩手県立大学総合政策学部政策課題実習にて、幸福実感一覧表の検討
- 7月 5日 広報7月5日号。第3回しあわせ実感滝沢市
- 7月 6日 市政懇談会国分自治会実施(7月6日～9月29日。28単位自治会実施。)
- 8月 5日 広報8月5日号。第4回しあわせ実感滝沢市
- 9月 5日 広報9月5日号。第5回しあわせ実感滝沢市
- 9月30日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討と作成開始
- 10月 5日 広報10月5日号。第6回しあわせ実感滝沢市
- 10月 7日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 10月14日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 10月16日 第1回次期総合計画基本構想の市民による確認作業会議の実施
- 10月21日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 10月28日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 11月 4日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 11月 5日 広報11月5日号。第7回しあわせ実感滝沢市
- 11月11日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 11月18日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 11月20日 第2回次期総合計画基本構想の市民による確認作業会議の実施
- 12月 2日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 12月 5日 広報11月5日号。第8回しあわせ実感滝沢市

## 第1次滝沢市総合計画

### 資料

- 12月 9日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 12月16日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 12月18日 第3回次期総合計画基本構想の市民による確認作業会議の実施
- 12月19日 第1次滝沢市総合計画基本構想及び基本計画概要、市域全体計画について、パブリックコメント実施(～平成27年1月13日迄)

#### 平成27年

- 1月13日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 1月15日 岩手県立大学総合政策学部学生と滝沢第二中学校生徒会との懇談会実施  
第4回次期総合計画基本構想の市民による確認作業会議の実施。岩手県立大学総合政策学部学生と懇談。
- 1月21日 岩手県立大学総合政策学部学生と滝沢南中学校生徒会との懇談会実施
- 1月22日 滝沢市自治会連合会理事会にて、第1次滝沢市総合計画概要説明
- 1月25日 滝沢市消防団部長以上研修会にて、第1次滝沢市総合計画の概要を説明
- 1月27日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 1月29日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討
- 2月12日 第5回次期総合計画基本構想の市民による確認作業会議の実施
- 2月20日 滝沢市自治会連合会会長研修にて、第1次滝沢市総合計画概要説明
- 3月 5日 広報3月5日号。第9回しあわせ実感滝沢市
- 3月13日 岩手県立大学総合政策学部学生による次期総合計画パンフレットの検討



2 第1次滝沢市総合計画策定に係る「諮問・答申」

滝企第1222002号  
平成26年12月24日

滝沢市総合計画審議会  
会長 田島平伸 様

滝沢市長 柳村典秀



第1次滝沢市総合計画について（諮問）

第1次滝沢市総合計画の策定にあたり、滝沢市総合計画審議会条例（平成4年条例第2号）第2条第1項第1号の規定に基づき、第1次滝沢市総合計画の次の内容について貴審議会に調査審議願いたく諮問いたします。

- 1 基本構想に関する内容
  - (1) 序章
  - (2) 第I章 基本構想
- 2 基本計画に関する内容
  - (1) 第II章 基本計画概要
  - (2) 第III章 （前期基本計画）市域全体計画
  - (3) 第IV章 （前期基本計画）地域別計画（個別地域の地域別計画部分を除く。）



平成27年1月23日

滝沢市長 柳村典秀様

滝沢市総合計画審議会  
会長 田島平伸



第1次滝沢市総合計画について（答申）

平成26年12月24日付け滝企第1222002号により諮問がありました標記件名について、本審議会は慎重に審議した結果、その内容を適切と認めると共に、滝沢市となって、初めて策定される総合計画が真に「住民自治」を支える根幹の計画として市民に認知されることを願い、次のとおり留意点を付して答申いたします。

1 第1次滝沢市総合計画全体について

- (1) 使用する専門用語については、可能な限り解説を付すること
- (2) 総合計画を身近な計画とするためにも、市民に分かりやすい文章表現に努めること
- (3) 総合計画の進捗について、年に1回程度はチェックし進捗を管理することが重要であることから、市民に分かりやすい進捗状況報告書または成果報告書等が必要であること
- (4) 市民と市行政を結ぶパイプ役（調整役）として、市職員を各地域へ派遣し、地域活動を支援する仕組みの検討を行うこと
- (5) 市民主体による地域づくりを推進するため、あらゆる手段を講じて総合計画の趣旨を広く市民に伝えるとともに、総合計画に基づく市民の行動、地域の活動について、可能な限りの支援に努めること

2 第1次滝沢市総合計画基本構想について

- (1) 序章
  - ア 市民主体の地域づくりを進めるにあたり、市行政はセーフティネットの維持に加え、積極的に市民主体の地域づくりへの支援に取り組むこと
- (2) 第I章 基本構想
  - イ 指標又は主要客観データについて、国や県が行う統計調査では、8年間の計画期間のうち、1回ないし2回しか調査結果が出てこないことから、可能な範囲で独自の統計的調査を行うこと
  - ウ 総合計画において、滝沢市の伝統文化を伝える工夫を講じること

3 第1次滝沢市総合計画基本計画について

- (1) 第II章 基本計画概要
  - 市民主体の地域づくりを社会関係資本の活用により展開する場合、人と人とのつな

- がり（社会関係資本）と地域づくりの関係を分かりやすく説明すること
- (2) 第Ⅲ章（前期基本計画）市域全体計画
- ア 男女共同参画計画について、世代や性別によって、考えが異なることを踏まえた取組を行うこと
  - イ 事務事業の展開において、地域活動の推進が特定の組織又は人物に偏らないようにする工夫が必要であること
  - ウ 豊かな自然を活かした、農業の6次産業化、グリーン・ツーリズムという体験型の交流事業、再生可能エネルギーの活用などについて総合計画に盛り込む必要があること
  - エ 企業誘致について、企業が求める人材の育成・語学教育など、大学との連携を視野に入れた取組について検討すること
  - オ 食育と健康づくり、環境と健康づくりというような結びつきによる展開について検討すること
  - カ 幸福実感一覧表及び暮らしやすさ一覧表から抽出し、各政策、施策の指標として設定する場合の理由を明確化すること
  - キ 幸福実感一覧表に掲げる指標を市域全体計画に記載する趣旨を踏まえ、各政策において、市民の「幸福感を育む環境づくり」を意識した政策展開に努めること
  - ク 働き盛りの忙しい世代とか、社会的弱者へのアプローチの手法を検討するとともに、行政情報の提供についても、アプローチの手法に合った新たな手法の検討が必要であること
- (3) 第Ⅳ章（前期基本計画）地域別計画（個別域の地域別計画部分を除く。）
- 審査対象外の個別の地域別計画についても、本審議会へ資料提供を行うこと



3 滝沢市総合計画審議会

(1) 滝沢市総合計画審議会条例

滝沢市総合計画審議会条例

(設置)

**第1条** 市の総合的な計画の策定に関し重要事項を調査及び審議するため、市長の諮問機関として、滝沢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 市の基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。
- (3) その他市長が総合的計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 滝沢市に住所を有する20歳以上の者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職等にある委員が任期中にその職を離れたときは、委員を辞任したものとみなす。  
(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第1次滝沢市総合計画

資料

(2) 滝沢市総合計画審議会委員名簿(平成27年3月31日現在)(敬称省略)

条 例		役 職	氏 名
第1号	市内に住所を有する20歳以上の委員	公募委員	加藤 勝美
		公募委員	藤原 粒子
		公募委員	菅原 礼子
		公募委員	佐々 久幸
第2号	学識経験を有する委員	岩手大学 理事・副学長	丸山 仁
		岩手県立大学総合政策学部 教授	田島 平伸
		岩手看護短期大学 教授	相馬 一二三
		盛岡大学文学部 教授	大石 泰夫
		株式会社テレビ岩手 アナウンス部	高橋 美佳
		社会福祉法人やまゆり会 理事	松本 松子
		朗読ボランティアサークルこだま 代表	佐藤 泰美
第3号	関係団体の役職員	滝沢市自治会連合会 会長	下田 富幸
		滝沢市商工会女性部 部長	上野 美智子
		滝沢市老人クラブ連合会 会長	川端 洋
		滝沢市社会福祉協議会 会長	佐藤 光保
		滝沢市保育協会 理事長	小山 尚元
		滝沢市体育協会 理事	米澤 俊英
		滝沢市観光協会 会長	藤倉 喜久治
		滝沢市商工会 会長	阿部 正喜
		新岩手農業協同組合 理事	三上 栄
		岩手西北医師会 副会長	栃内 秀彦
		滝沢市シルバー人材センター 理事長	齊藤 裕夫
第4号	関係行政機関の職員	盛岡広域振興局長	杉原 永康
		滝沢市教育委員会 教育委員長	佐藤 恭孝
		滝沢市農業委員会 会長	齊藤 實

4 第1次滝沢市総合計画策定に協力をいただいた皆様

(1) 次期総合計画基本構想の策定に関する会合参加メンバー（敬称省略）

各自治会から2名の推薦をいただき、「幸福実感一覧表」の作成（平成25年10月～平成26年3月）に参画いただきました。

狩野ひとみ、齋藤修、五日市荘、武田甫行、大越幸子、川村隆平、藤倉巧、佐々木敏男、藤倉英俊、藤沢光一、藤倉あけみ、大川省市、山本良一、佐藤務、関進、大信田智、藤井美雪、熊谷直仁、坪寛人、佐久間康徳、佐々木朋子、池野広和、小林晴子、芳門初右衛門、小山文明、浅野幸弥、小野寺勝美、阿部沙織、藤村晃規、上澤田好秋、太野平、岩崎公明、外館克裕、福島国雄、小山田充、井上和夫、太田智春、藤本勇男、松村佳奈、佐藤勲、金崎ゆかり、関勝三、荻原敏子、原敏、長谷部堅二、大森洋希、太田幸一、久保せりか、松村優、吉田春秋、吉田耕一、角掛利春（以上52名）

(2) 次期総合計画策定市民パートナー会議メンバー（敬称省略）

「幸福実感一覧表の目標値設定」等（平成26年10月～平成27年2月）にご協力いただきました。

武田甫行、松村佳奈、藤倉英俊、太田智春、川村隆平、佐々木敏男  
長谷部堅二、上澤田好秋、荻原敏子（以上9名）

(3) 第1次滝沢市総合計画パンフレット作成協力者（敬称省略）

第1次滝沢市総合計画パンフレットの作成にご協力いただきました。

ア 岩手県立大学総合政策学部田島ゼミ（平成26年9月～平成27年3月）

今田彩幸、赤坂光、伊藤真優、小山石真里奈、佐藤真子、知本諒子

（以上6名）。指導 田島平伸教授

イ 滝沢第二中学校生徒会及び滝沢南中学校生徒会と岩手県立大学総合政策学部田島ゼミ学生との意見交換会（平成27年1月）

ウ 株式会社びーふる（滝沢市 IPU イノベーションセンター入居企業。パンフレットに使用するキャラクターデザインの無償提供）（平成27年2月～平成27年3月）



## 5 滝沢市自治基本条例

### 滝沢市自治基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 理念及び原則（第4条―第6条）

第3章 協働による地域づくり（第7条・第8条）

第4章 地域づくりの推進（第9条―第12条）

第5章 地域コミュニティの運営（第13条―第15条）

第6章 行政運営の原則（第16条―第21条）

第7章 議会運営の原則（第22条―第24条）

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携（第25条・第26条）

第9章 権利及び責務（第27条―第30条）

第10章 公正及び信頼の確保（第31条―第33条）

第11章 条例の実効性の確保等（第34条―第36条）

##### 附則

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。
  - ア 本市に住所を有する者
  - イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市で公益性を有する活動を行う者
- (2) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。
- (4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。
- (5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。
- (6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。
- (7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。

## 第2章 理念及び原則

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

### 滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは  
一人一人が大きな夢をいだきます。  
地域の絆と支えあいを築きます。  
楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。  
健康で心豊かな生活をめざします。  
未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(基本原則)

第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

- (1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- (2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- (3) 協働による地域づくりを推進します。
- (4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

### 第3章 協働による地域づくり

(協働による地域づくり)

第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。

(協働における役割)

第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

### 第4章 地域づくりの推進

(総合計画)

第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づ

くりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。

- 2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。
- 3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。
- 4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。
- 5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。
- 6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。

（情報共有等）

第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。

- 2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。
- 3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

（市政参加等）

第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとします。

- 2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。
- 3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。
- 4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。
- 5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。
- 6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。
- 7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

（住民投票）

第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとします。

- 2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。
- 3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第5章 地域コミュニティの運営

(地域コミュニティ活動)

第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。

- 2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。
- 3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(運営の原則)

第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。

- 2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。
- 3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。
- 4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。

(条例の制定)

第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第6章 行政運営の原則

(財政運営の原則)

第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。

- 2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。

(行政評価)

第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。

- 2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進捗管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。
- 3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。

(自治立法権の行使による政策実現)

第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。

(行政組織)

第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。

(審議会等)

第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。

2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないとする場合は、その限りではありません。

(行政運営等に関する条例)

第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

#### 第7章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。

(議会評価)

第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。

2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。

3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。

(議会の運営等に関する条例)

第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとします。

#### 第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携

(危機管理体制の確立)

第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。

2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。

3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の

初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。

- 4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。

(地域づくりにおける連携等)

第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。

- 2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。

- 3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。

- 4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。

#### 第9章 権利及び責務

(市民の権利及び責務)

第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。

- 3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。

- 4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。

(市長の責務)

第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。

- 3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。

(市議会議員の責務)

第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

(市職員の責務)

第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。

3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。

#### 第10章 公正及び信頼の確保

##### (行政手続)

第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

##### (倫理)

第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

##### (公益通報等)

第33条 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。

2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。

3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。

4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。

#### 第11章 条例の実効性の確保等

##### (条例の運用状況の調査等)

第34条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。

2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。

3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。

##### (条例の検証等)

第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以



下「委員会」といいます。)を設置するものとします。

2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。

3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。

4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。

(条例の見直し)

第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

## 6 分野別計画・実施計画一覧（平成27年4月現在）

部門別計画	分野別計画	計画の始期及び終期	実施計画	計画の始期及び終期	
人とのつながり部門	たきざわ輝きプラン2「滝沢市男女共同参画計画」 第9次滝沢市交通安全計画 滝沢市・第2次環境基本計画	平成 27 年度 平成 25 年度 平成 25 年度	滝沢市地域防災計画 滝沢市国民保護計画	昭和 62 年度 平成 19 年度	平成 28 年度 平成 29 年度
		平成 28 年度	第2次滝沢市障がい者計画 第4期滝沢市障がい福祉計画 滝沢市子ども、子育て支援事業計画 第6期滝沢市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 第2次滝沢市地域保健計画「たきざわ健康プラン21」 第2次滝沢市食育推進計画 第4次滝沢市母子保健計画「すこやか親子たきざわ」 国民健康保険事業計画 国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成 19 年度 平成 27 年度 平成 31 年度 平成 29 年度 平成 27 年度 平成 24 年度 平成 23 年度 平成 28 年度 平成 27 年度 平成 25 年度	平成 28 年度 平成 29 年度 平成 31 年度 平成 29 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 27 年度 平成 29 年度
健康福祉部門	滝沢市地域福祉計画	平成 25 年度	滝沢市観光物産振興ビジョン 滝沢市チャグチャグ馬コ保存計画 滝沢市地域経済振興プラン 滝沢市IPU/イノベーションパーク整備計画 船橋・肉用牛生産近代化計画 滝沢市森林整備計画	平成 22 年度 平成 22 年度 平成 19 年度 平成 21 年度 平成 26 年度 平成 23 年度	平成 31 年度 平成 31 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 32 年度
		平成 29 年度			
経済産業部門	農業振興地域整備計画	平成 27 年度	盛岡広域都市計画の土地利用計画(市町村決定分) 地籍調査10か年計画(県単位の実施計画) 耐震改修促進計画 道路整備計画 線路養命化修繕計画 滝沢市公共交通計画 河川整備計画(仮称) 下水道事業計画(雨水) 地域保全計画(仮称) 滝沢市水道ビジョン(前期経営計画を含む。) 滝沢市汚水処理実施計画 下水道中期経営計画	平成 22 年度 平成 18 年度 平成 13 年度 平成 24 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 平成 27 年度 平成 27 年度	平成 31 年度 平成 27 年度 平成 37 年度 平成 73 年度 平成 34 年度 平成 38 年度 平成 39 年度 平成 34 年度 平成 47 年度 平成 30 年度
		平成 46 年度			
都市基盤部門	滝沢市都市計画マスタープラン	平成 24 年度 平成 27 年度		平成 26 年度	平成 29 年度
		平成 27 年度			
生涯学習部門	滝沢市スポーツ推進計画 滝沢市生涯学習推進計画	平成 19 年度 平成 27 年度 平成 26 年度 平成 28 年度 平成 23 年度			
		平成 32 年度			
政策支援部門	国土利用計画市町村計画 滝沢市改善活動アクションプラン 滝沢市中期財政計画 滝沢市職員定員管理計画 公共施設等総合管理計画 滝沢市情報システム最適化計画	平成 25 年度 平成 25 年度			
		平成 30 年度			
	前期基本計画 市域全体計画		滝沢市番号制度対応基本計画		
	基本構想				
	第1次滝沢市総合計画				
	滝沢市自治基本条例				

※分野別計画

部門計画において、他の部門との連携により展開する計画。分野別計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることを義務付ける他、今後計画を策定又は見直しを行う場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。(平成29年度には、滝沢市第1次総合計画後期基本計画策定作業に合わせた計画の見直しに取り組むこととする。)

※実施計画

施策又は同一の基本施策内の他の施策との連携により展開する計画。実施計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることに努める他、今後計画を策定又は見直しを行う場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。

小岩井地域	前期基本計画 地域別計画
大差地域	
豊木地域	
大沢地域	
鶴岡地域	
時産郷地域	
五村地域	
室小路地域	
東部地域	
現沢地域	
一本木地域	

## 7 財政計画

## 中期財政計画の策定と目標設定

滝沢市財政の特徴をもとに、今後の制度改正や行財政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの普通会計における中期財政計画を示します。

## (1) 財政の持続可能性の要件分析

社会保障と税の一体改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速していくものと予見され、自治機能の喪失ともいえる財政再生団体も現実のものとなりかねません。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な推進＝セーフティネットの堅持>

総合計画に基づく市域全体計画の着実な実行と展開を図ることは、セーフティネットの堅持を意味するものでもあります。そのためには、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と市民の行動や民間活力の導入などが重要であることから、常に仕組みを見直していく必要があります。

<経済性・効率性の推進＝収支の均衡>

市内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制の整備や市内横断的かつ戦略的な事務事業への支援が必要となってきます。

また、事務事業の実施にあたっては、現場に即した市内分権化や一層の経済性・効率性を進めていく必要があります。

<将来負担の適正化＝将来への責任>

各種財政指標を考慮し、新規起債発行を慎重にしていかなければ、市債残高、公債費ともに増加し、将来世代への負担が増加することとなります。

滝沢市の将来像である「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を目指していくために、そして自立して持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、「セーフティネットの堅持を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが重要であるといえます。

## (2) 目標値の設定

① 収支均衡を保つための財源調整確保としての**基金残高**

毎年度の収支が均衡、あるいは収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

また、年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、適正な基金残高の確保を財政計画上の目標として設定します。

県内の他市との状況を考えると1人当たり5万程度が基金保有額の最低ラインと考えられます。このことから本計画では、保有可能な基金の総額として25億円以上を目標としますが、国の制度改正や社会経済情勢等と呼応するように、地方自治体の財政状況や財政規模なども多分に左右されることから、中・長期的な視野の下、持続可能な財政運営の確立のために適正な基金残高の確保に努めるものとします。

## ② 将来にわたる財政負担の適正化としての市債残高

滝沢市のプライマリーバランスは、黒字化が続き市債残高は減少傾向にありましたが、平成23年度決算から赤字に転換し、今後計画されている普通建設事業により、新規起債発行が予定されているため、市債残高は年々増加し、数年間はプライマリーバランスが崩れた状態が続いていくと見込まれます。

また、臨時財政対策債制度（国と地方の折半ルールが適用される財源不足補てん措置）により、数億円規模での新規起債発行を強いられています。

単年度の収支均衡を保つため、国の同意又は許可に基づかない起債発行（赤字借金）を行い、財政を維持していくことは、現在の借金を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となることから、市債残高の減少を財政計画上の目標として設定します。

本計画では、国の制度の影響を大きく受ける臨時財政対策債を除く、計画に基づく普通建設事業等にかかるプライマリーバランスの黒字化を念頭に、中・長期的な視野の下、市債残高の減少に努めるものとします。

## (3) 試算前提条件

平成27年度については、当初予算に基づいて、歳入については科目、歳出については性質別に計上しています。平成28年度から平成31年度までについては、現段階において見込みうる収入を推計し、その収入に見合った支出を基に今後の滝沢市のあるべき姿、目指すべき方向を示し、今後の財政状況を表したものです。

なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

平成27年度予定の自主財源拡大策等の歳入増額見込額を平成28年度以降の計画額へ加算し、

「**増額目標額**」と表しています。

平成27年度予定の事業見直し等による歳出減額見込額を平成28年度以降の計画額へ反映させ「**削減目標額**」と表しています。

## 【歳入】

## ○市税

各税目及び各区分ごとに現行税率を基に調定額等を積算し、平成27年度当初予算見込収納率などを乗じて算出。

個人市民税については、平成27年度において、所得堅調による所得割増の増収要因を勘案し推計。

平成28年度以降については、均等割、所得割ともにほぼ横ばいで推移するとして推計。

法人市民税については、平成27年度において、税制改正に伴うものとして法人割税率の変更による減収を勘案し減として推計。

固定資産税については、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。

平成30年度が3年ごとの評価替えの時期となっていることから、当該年度において評価替えの減収要因を勘案し推計。

軽自動車税については、税制改正と四輪乗用登録数増に伴う増収要因等を勘案し推計。

たばこ税については、税率改正による増収と税率改正に伴う消費の減等の要因を勘案し推計。

その他税目については、平成27年度当初予算額を基本とし、前年及び過去の実績等に基づき推計。

## ○使用料・手数料

使用料及び手数料については、平成27年度当初予算額と同額として推計。平成29年度以降については、消費税改正分を加算して推計。

## ○その他収入

繰入金については、財政調整基金を平成27年度450百万円、平成28年度から平成31年度までに578百万円の取り崩し、減債基金を平成28年度から平成31年度までに198百万円の取り崩し、地域整備特別対策事業基金を平成27年度250百万円の取り崩しを想定。

諸収入については、平成27年度当初予算額を基本とし推計。

その他については、平成27年度当初予算額と同額として推計。

## ○地方交付税

平成27年度の普通交付税については、国で示した基準財政需要額の推定参考伸率（個別算定経費0.5%増、包括算定経費0.0%増減なし）を基に、人口減少等特別対策事業費の皆増分等、個別の積み上げを行った。基準財政収入額においては、本市の実態等を踏まえつつ、地方財政計画の増減率などを勘案の上、臨時財政対策債の発行可能額も合わせ推計。

臨時財政対策債については、平成28年度までの措置とし、平成29年度から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

特別交付税については、普通交付税への移行影響額（国の交付税総枠内での特別交付税の交付割合変更：平成28年度：6%⇒5%、平成29年度以降：5%⇒4%）など特殊要因を加味し推計。

#### ○国庫出金及び県支出金、市債

国庫支出金及び県支出金については、平成27年度当初予算額にかかる特定財源及び第1次滝沢市総合計画前期基本計画の平成27年度実行計画（以下、平成27年度実行計画と表します。）における特定財源を勘案し、平成28年度から平成30年度までを推計。平成31年度については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

臨時財政対策債については、平成28年度までの措置とし、平成29年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

#### ○譲与税、交付金

地方譲与税、その他については平成27年度当初予算額と同額として推計。

地方特例交付金については、市税の伸率を勘案して推計。

なお、自動車取得税交付金、地方消費税交付金については、制度改正後の税率等に基づき推計を行っている。

### 【歳出】

#### ○人件費

平成27年度の職員数を基に、定年退職年を基本とした採用人数を考慮し、職員の人数の積上げにより試算。その他の人件費については、平成27年度当初予算額を基本として推計。

#### ○扶助費

平成27年度当初予算額を基本とし、平成28年度から平成30年度については、平成27年度実行計画における扶助費の積上げに過去の執行率等を乗じて推計。平成31年度については、前年及び過去の実績、伸率等に基づき推計。

#### ○公債費

平成26年度決算見込に基づく現段階の償還計画に加え、新規起債発行については、平成27年度実行計画における起債額の積上げ等により償還額を各年度ごとに試算し推計。

新規発行条件は、15年償還又は20年償還（3年又は5年据置）、借入利率1.5%、元利均等償還を基本としている。

#### ○普通建設事業費

平成27年度当初予算額を基本とし、平成28年度から平成30年度については、平

成 27 年度実行計画における普通建設事業費の積上げ等により推計。平成 31 年度については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

**○繰出金**

平成 27 年度当初予算額を基本とし、各特別会計毎の財政計画又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計し過去の執行率等を乗じる。

**○物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金**

物件費については、年度毎のシステム改修費の変動、新規施設の管理運営費、消費税の改正等の特殊要因を勘案し、過去の執行率等を乗じて推計。

補助費等については、平成 27 年度当初予算額を基本とし、企業会計と一部事務組合毎の負担金は毎年度の変動を勘案し前年及び過去の実績等に基づき推計。

その他については、平成 27 年度当初予算額と同額として推計。

第1次滝沢市総合計画

資料

(4) 中期財政計画の策定

(単位: 百万円、%)

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	市税	4,769	▲ 2.0	4,847	1.6	4,873	0.5	4,729	▲ 2.9	4,693	▲ 0.8
	使用料・手数料	122	▲ 4.2	122	0.0	124	1.9	124	0.0	124	0.0
	その他収入	1,851	▲ 18.7	1,571	▲ 15.1	1,239	▲ 21.2	1,167	▲ 5.8	1,091	▲ 6.5
	小計	6,742	▲ 7.3	6,540	▲ 3.0	6,236	▲ 4.7	6,020	▲ 3.5	5,908	▲ 1.9
依存財源	地方交付税	3,767	▲ 4.0	4,003	6.3	4,694	17.3	4,858	3.5	4,959	2.1
	国庫支出金	4,065	14.9	3,168	▲ 22.1	2,716	▲ 14.3	2,745	1.0	2,590	▲ 5.6
	県支出金	1,661	22.5	1,189	▲ 28.4	1,135	▲ 4.5	1,154	1.6	1,155	0.1
	譲与税・交付金	1,019	26.8	1,019	0.1	1,171	14.9	1,205	2.9	1,198	▲ 0.6
	市債	3,266	25.8	1,393	▲ 57.4	297	▲ 78.7	283	▲ 4.7	169	▲ 40.1
	小計	13,778	12.8	10,772	▲ 21.8	10,013	▲ 7.0	10,245	2.3	10,071	▲ 1.7
歳入増額目標額				100	皆増	100	0.0	100	0.0	100	0.0
歳入合計		20,520	5.3	17,412	▲ 15.1	16,349	▲ 6.1	16,365	0.1	16,079	▲ 1.7

経費区分	性質別区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
経常的経費	義務的費	人件費	2,482	5.9	2,508	1.1	2,503	▲ 0.2	2,431	▲ 2.9	2,380	▲ 2.1
		扶助費	4,334	▲ 3.9	4,367	0.8	4,431	1.5	4,529	2.2	4,576	1.0
		公債費	1,299	3.1	1,413	8.8	1,432	1.4	1,378	▲ 3.8	1,478	7.3
		物件費	2,362	▲ 5.2	2,323	▲ 1.6	2,364	1.8	2,560	8.3	2,555	▲ 0.2
		維持補修費	232	▲ 47.7	232	0.0	237	1.9	237	0.0	237	0.0
		補助費等	3,506	14.8	3,596	2.5	3,405	▲ 5.3	3,216	▲ 5.5	3,126	▲ 2.8
		小計	14,215	0.8	14,440	1.6	14,372	▲ 0.5	14,350	▲ 0.2	14,352	0.0
その他経費	積立金	2	▲ 99.5	2	▲ 10.5	2	▲ 7.4	2	▲ 3.3	2	▲ 1.6	
	投資・出資・貸付金	138	▲ 5.1	138	0.0	138	0.0	138	0.0	138	0.0	
	繰出金	1,002	▲ 21.0	1,022	2.0	1,035	1.2	1,075	3.9	1,114	3.7	
	小計	1,143	▲ 37.9	1,163	1.7	1,175	1.0	1,215	3.4	1,254	3.3	
投資的経費	普通建設事業費	5,162	46.0	2,030	▲ 60.7	1,003	▲ 50.6	999	▲ 0.4	639	▲ 36.1	
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	5,162	45.6	2,030	▲ 60.7	1,003	▲ 50.6	999	▲ 0.4	639	▲ 36.1	
歳出削減目標額				△ 220	皆増	△ 201	▲ 8.6	△ 198	▲ 1.5	△ 166	▲ 16.2	
歳出合計		20,520	5.3	17,412	▲ 15.1	16,349	▲ 6.1	16,365	0.1	16,079	▲ 1.7	
収支(歳入-歳出)		0		0		0		0		0		

基金積立額	2	2	2	2	2
基金取崩額	▲ 740	▲ 498	▲ 166	▲ 94	▲ 18
基金残高	1,023	527	363	271	194
市債残高(A)+(B)	17,984	18,129	17,165	16,234	15,079
(A)臨時財政対策債残高(※)	7,811	8,032	7,488	6,941	6,354
(B)その他市債残高(※を除く)	10,173	10,097	9,677	9,293	8,725
経常収支比率	92.6	91.9	90.5	89.2	88.8
実質公債費比率	6.2%	6.4%	6.2%	6.1%	5.8%
将来負担比率	65.6%	64.6%	57.8%	55.4%	52.3%

※表示単位未満で調整を行っているため、小計、合計及び伸率が一致しない場合があります。



平成27年度に取組予定の自主財源拡大策等の歳入増額見込額と事業見直し等による歳出減額見込額を計画額へ反映させています。また、上記の計画額は第1次滝沢市総合計画前期基本計画の実行計画の事業費を下回っており、実行計画を完全実施するには、更なる歳入拡大、歳出削減等の改善策が必要となります。

#### 中期財政計画のこれから

本計画は、総合計画における財源計画の位置づけではないものの、今後の総合計画に基づく実行計画事業の見直しや改善等をはじめ、毎年度の予算編成等を行う過程において、滝沢市が市制以後も持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針となるものであり、今後とも持続可能な財政運営を図るためには、財政運営の基本でもある、入るを量りて出ざるを為すのとおり、身の丈にあった事務事業の選択と実施が必要となります。このことは、市が自由に使える市税や地方交付税等の経常一般財源ベース（数値として標準財政規模）内での全事業の展開を示すものであり、自主財源拡大のための新たな施策、受益者負担の見直しも求められます。

並行して、セーフティネットを堅持しながら、義務的経費等、容易に削減できない経費にあっても、各種制度の根本的な見直し等を検討しながら、また、行政裁量のある部分や事業については、聖域なき削減、廃止も視野に入れる必要があります。

収支均衡を保持するには、歳入歳出の両面から徹底した見直しが急務となっています。

総合計画の実現をはじめ、この財政計画も行政のみで行えるものではありません。「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を第1次滝沢市総合計画の基本構想としています。自治会をはじめとする多くの団体、そして市民の皆様のご理解とご協力によって、はじめて達成できるものです。

**「市民主体の地域づくりと市の支援について共に考えます。」**

市の財政状況を理解し地域づくりに活かしましょう。